

とっとり学校図書館活用教育推進ビジョン

未来を
つくる
(そだてる)

学校図書館の
活用

人と
情報を結ぶ
(つなげる)



学びを
豊かにする
(ひろげる)

目 次

1 はじめに	85
(1) ビジョン策定の趣旨	
(2) ビジョンの目標年	86
2 学校図書館・司書教諭・学校司書とは	86
3 学校図書館の機能・役割	87
4 鳥取県の学校図書館の現状と課題	88
5 学校図書館を活用することで身に付けたい情報活用能力	91
6 鳥取県の学校図書館活用教育で目指す方向	92
7 ビジョン実現に向けた取組み	96
【参 考】用語について	98
【別 表】情報活用能力系統表	14・15

1 はじめに

(1) ビジョン策定の趣旨

- 知識基盤社会の進展、グローバル化を背景に、変化の激しいこれからの時代に必要となる児童生徒の資質・能力の育成には、「何を教えるか」という知識の質や量の改善に加え、「どのように学ぶか」という学びの質や深まりを重視し、学びの成果として「どのような力が身についたか」を評価することが必要である。更に言えば、これからの学びは、意思決定までのプロセスを重視し、予測不可能な状況に出合った際に、これまでの経験を応用して対応できる力、21世紀型能力^{※1}を培うことが重要である。
- こうした中、今後の教育課程改善に向けて、課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学び（いわゆる「アクティブ・ラーニング」^{※2}）の充実が必要視されている。これらの教育課程改善の趣旨を実現するためにも、教科等を横断する汎用的なスキルを扱う学校図書館における情報活用能力を育てる指導は不可欠なものである。
- 情報活用能力とは、情報を検索する技術や端末の操作方法を学習することだけを指すのではなく、それらを通して得た情報を理解し、自分の意見に反映させ表現することまでも含めた幅広いものである。この力を身に付けるための手段の一つが、情報を日常的に活用し、主体的に考え、まとめ、発信する、学校図書館を活用した授業である。このような学習活動が、「真の学ぶ力」「生きる力」を身に付けることにつながるものと考えられる。
- 平成26年6月、学校図書館法が一部改正（平成27年4月1日施行）され、「学校司書」の配置と国及び地方公共団体による研修実施の努力義務が明記された。鳥取県では、全公立小・中・高・特別支援学校への司書教諭の配置、全県立高等学校への学校司書の正規職員配置、全特別支援学校への学校司書の配置を進めてきた。県内の多くの市町村でも学校司書配置を進めており、こうした人的配置によって今後ますます学校図書館の「読書センター」「学習センター」「情報センター」の機能向上が図られていくことが期待される。
- 総合的にみれば、鳥取県や各市町村は、後述するように、小・中・高・特別支援学校とそれぞれの校種ごとに充実した学校図書館施策を実施し、学校図書館に求められる様々な環境整備を行っている。その一方で、各現場では、就学前の読書活動の実態や他の校種がどのような学校図書館活用教育^{※3}を行っているのか等、互いによく理解しあうことが必要である。
- そこで、鳥取県教育委員会は、「学校図書館法」「学習指導要領」を始めとして、文部科学省が示している「これからの学校図書館職員に求められる役割・職務及びその資質向上方策等について（報告）」等を踏まえて、就学前から高等学校まで継続的にとらえ、発達段階に応じた授業カリキュラムを考慮した学校図書館活用教育を推進するため、このビジョンを策定することとした。
- 本ビジョンが学校図書館活用教育において校種間の相互理解の促進につながり、ひいては、子どもたちの「生きる力」の増進に寄与することを願うものである。

(2) ビジョンの目標年

このビジョンは、「学校図書館法」や国の「第4次学校図書館図書整備5か年計画^{※4}（平成24年度～28年度）」、「鳥取県教育振興基本計画」、「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン」等を踏まえつつ、現在、中央教育審議会において平成28年度中間答申を目指し検討が進められている次期の学習指導要領や平成32年度実施される予定の大学入学希望者学力評価テスト（仮称）等を視野にいれながら、2020年度（平成32年度）を目標年とする。

なお、その間も状況に応じ適宜検証し見直すものとする。

2 学校図書館・司書教諭・学校司書とは

■学校図書館法■

○学校図書館・・・学校教育において欠くことのできない基礎的な設備〔第1条〕
図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（略）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備〔第2条〕

^{※5}
○司書教諭・・・学校図書館の専門的職務を掌る（教諭）〔第5条〕

^{※5}
○学校司書・・・（略）学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）〔第6条〕

■小・中・高・特別支援学校 学習指導要領（総則）■

指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項として、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童（生徒）の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。」とされている。

■幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領■

表現の領域における内容のひとつに「絵本や物語に親しみ興味を持って聞き、想像する楽しさを味わうこと」があげられており、幼稚園等にも読書環境を整える必要がある。

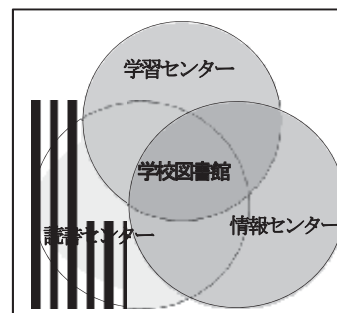
3 学校図書館の機能・役割

- 学校図書館は「**学校教育の中核**」として、それぞれの学校の教育目標にしたがい、子どもたちが読書習慣を身につけ、生涯にわたって学び続ける基礎的な力や人間性を育むために、相互に関連する以下の3つの機能を備えている。

読書センター・・・読書活動の拠点となること

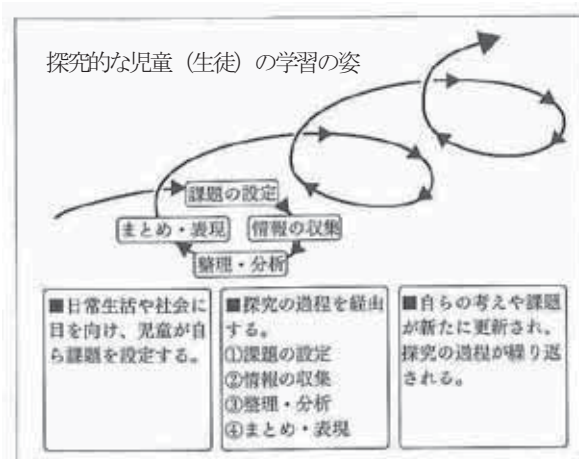
学習センター・・・授業に役立つ資料を備え学習支援を行うこと

情報センター・・・情報活用能力を育むこと



- これらの機能を活かし、学校図書館が充実し、その役割を果たすことで、以下のこと等が期待される。

- ◆ 読書好きの子どもを増やし、確かな学力、豊かな人間性を育む
 - ・語彙や表現力を身につけることができる
 - ・想像力を育み、喜びや楽しさだけでなく、負の感情体験をする
 - ・異なる価値観に出合う
- ◆ 授業で資料や情報等を利活用し、思考力・判断力・表現力等を育む
 - ・単元テーマの背景や周辺の知識を深める
 - ・ヒントやサンプルとなる多様な教材を通して主体的に考える
 - ・^{※6}並行読書等により単元内容を深め広げる
- ◆ 探究的な学習活動等を行い、子どもの情報活用能力を育む
 - ・探究プロセスを繰り返し経験し、見通しを持つことができる
 - ・探究の各段階におけるスキルを獲得する
 - ・初めての状況においても見通しをもって対応できるようになる



〈小学校（中・高等学校）学習指導要領解説総合的な学習の時間編から〉

- また、すべての子どもたちが心身ともに安心・安全に過ごせる「**心の居場所**」でもある。
- さらに、学校図書館は、教員のための図書館資料を収集し、整理・保存し、提供する**教員のサポート**機能も併せもつ。

4 鳥取県の学校図書館の現状と課題

(1) 人の配置

■司書教諭

平成15年度から、県立学校は県教育委員会発令、市町村立学校は市町村教育委員会発令により学校規模にかかわらず全公立小・中・高・特別支援学校に司書教諭が配置された。小・中・特別支援学校の司書教諭は、図書館活用教育を実施するために週5時間を校内授業調整により確保しているが、その多くは学級担任との兼務である。高等学校の司書教諭は活動時間の確保はなく、図書担当の分掌に所属していない場合もあり、司書教諭としての役割が発揮されていないところも見られる。特別支援学校では1校に一人配置している。

■学校司書

小・中学校の学校司書は、一部を除き配置が進みつつあるが、専任の正規職員はなく、その雇用環境等はさまざまで、勤務は短時間のところが多い。そのため、多様な授業や学校行事に対し資料提供をする時間や教職員との綿密な打ち合わせ、児童生徒とのコミュニケーションをとる時間が限られている。

県立高等学校では、全校に正規職員の学校司書が配置され、各地区には5名の県立図書館の係長と兼務の司書がおり、県立図書館と協働して訪問相談等を行っている。平成26年度からは司書主任という役職が加えられ、各地区のリーダー的役割を担っている。

特別支援学校の学校司書は非常勤であり、勤務時間に制約がある。子どもたちには特に個別の対応が重要であるが、勤務体制上、教職員や児童生徒への支援は充分とはいえない。

■ボランティア

読書ボランティアによる読み聞かせや図書館整備等は、幼稚園・保育所・認定こども園や小学校を中心に多く実施されている。

(2) 環境整備

■図書システムの電算化

小・中・特別支援学校では、一部の学校を除き、電算システムが導入され蔵書のデータベース化が進んできた。高等学校では、平成14年度から図書システムが整備され環境も整ってきた。こうした電算化によって、資料管理が適切に行われ、学習支援がより活発になってきている。また、県内図書館ネットワークの構築により、各県立学校や、市町村図書館を經由して小・中学校に資料が迅速に届くシステムになっているが、市町村図書館から小・中学校への搬送方法は、市町村によって異なる。

■学校図書館図書標準^{※7}

平成26年度の「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)によると、県の学校図書館図書標準達成率は小学校52.7%、中学校40.7%であり、全国平均の60.3%と50.0%に満たない。これは、学校司書による本の整備が進み、適正な図書の廃棄を行った結果とも考えられるが、図書の不足は否めない。また、高等学校では図書標準は規定されていないが、図書資料は備品にあたるため、年々古くなる資料を適切に廃棄する作業がはかどっていない。

（3）学校図書館の利用状況

■「読書センター」として

幼稚園・保育所・認定こども園から引き続き実施されている読み聞かせ等を中心とした読書活動や国語科を中心とした読書指導や朝読書は多く行われている。学年や学校があがるにつれ、図書館利用が少なくなっている等の課題もあるが、読書意欲を喚起するイベントや環境作りの工夫等により、「読書センター」として充実しつつある。

■「学習センター」として

小学校では、図書館活用を年間計画に取り入れて活発に図書館を活用した授業に取り組んでいるところが多い。一方、中・高等学校では、総合的な学習の時間やロングホームルーム、課題研究等で活用する例もみられるようになったが、資料編の「学校図書館授業利用調査結果」から分かるように、国語科以外での授業活用はまだ少ない。また、学校によって、その利用状況の差が大きい。

■「情報センター」として

従来の図書資料を使った情報活用能力を学ぶ場だけでなく、ICT活用教育との連携を視野に入れた指導を実践している学校も現れてきたが、後述（P91、別表）するような系統的な情報活用能力が身に付いているとはいいがたい。また、各学校の司書教諭や学校司書の取組や専門性による指導の差が見受けられる。

このように、「読書センター」としての機能は充実してきているが、「学習センター」「情報センター」としての機能は、いまだ十分であるとはいいがたい状況にあると考えられる。

（4）幼稚園・保育所・認定こども園の活動

- 幼稚園・保育所・認定こども園では絵本コーナーを作っているところが多く、読書環境の整備について公共図書館と連携し選書や図書の整備を行っているところもある。図書予算を計上する等、計画的に図書購入をすることが望まれる。
- 幼稚園・保育所・認定こども園では、日々の活動において、劇遊びやごっこ遊び、ことば遊び等に絵本のなかの登場人物や言葉が反映され、子どもたちに親しまれている。
平成24年度には、県教育委員会により「鳥取県幼児教育振興プログラム（改訂版）」が策定され、小学校へ向けて子どもの育ちと学びの連続性が示された。その中で、「絵本や童謡などに親しむ活動の充実」があげられている。

（5）研修会

- 県教育センターでは、全校種の司書教諭を対象とした「司書教諭研修」「新任司書教諭研修」と教員対象の「学校図書館専門研修」が行われている。平成27年度から、この「学校図書館専門研修」に新たに学校司書の聴講が可能になるとともに、全校種の初任者研修の中に、学校図書館活用に関する研修内容が加わった。

- 県立図書館では、平成 25 年度から幼稚園・保育所・認定こども園職員、公共図書館の職員等を対象とした講座と小・中学校の教員（司書教諭を含む）や学校司書等を対象とした講座をそれぞれ県内 3 地区ごとに開催してきた。また、高校・特別支援学校の学校司書を対象とした研修会を平成 18 年度から年 2 回開催し、平成 26 年度からはテーマに応じて中学校の図書館担当者にも案内している。
- 市町村では、教育委員会や公共図書館が主催し学校司書の研修が行われているが、平成 26 年度から、県立図書館の学校図書館支援員（指導主事）の派遣事業を利用した研修会が開始した。その結果、研修回数の増加、司書教諭と学校司書が一緒に研修会の開始につながった市町村が増えつつある。
- 県教育委員会社会教育課では、平成 23 年度から経験豊かな読書ボランティアの中から「子ども読書アドバイザー」を養成し、各地域のボランティア対象の研修を行っている。また、県立図書館や市町村図書館では、子どもの読書に関する研修会を開催している。

（6）県立図書館との連携

- 市町村図書館と連携した日本有数の物流システムによる図書の貸出、高校・特別支援学校への訪問相談活動、学校向けの情報を集めたホームページの作成等を行っている。小・中学校担当と高校・特別支援学校担当の学校図書館支援員（指導主事）が研修講師を務めたり、情報提供等をしたりする支援を行っている。平成 27 年度には、県立図書館の多様な機能と、司書や学校図書館支援員（指導主事）の専門性を生かして学校図書館を支援するために、県立図書館内に以下の「学校図書館支援センター」を開設した。

■学校図書館支援センター（鳥取県立図書館内）

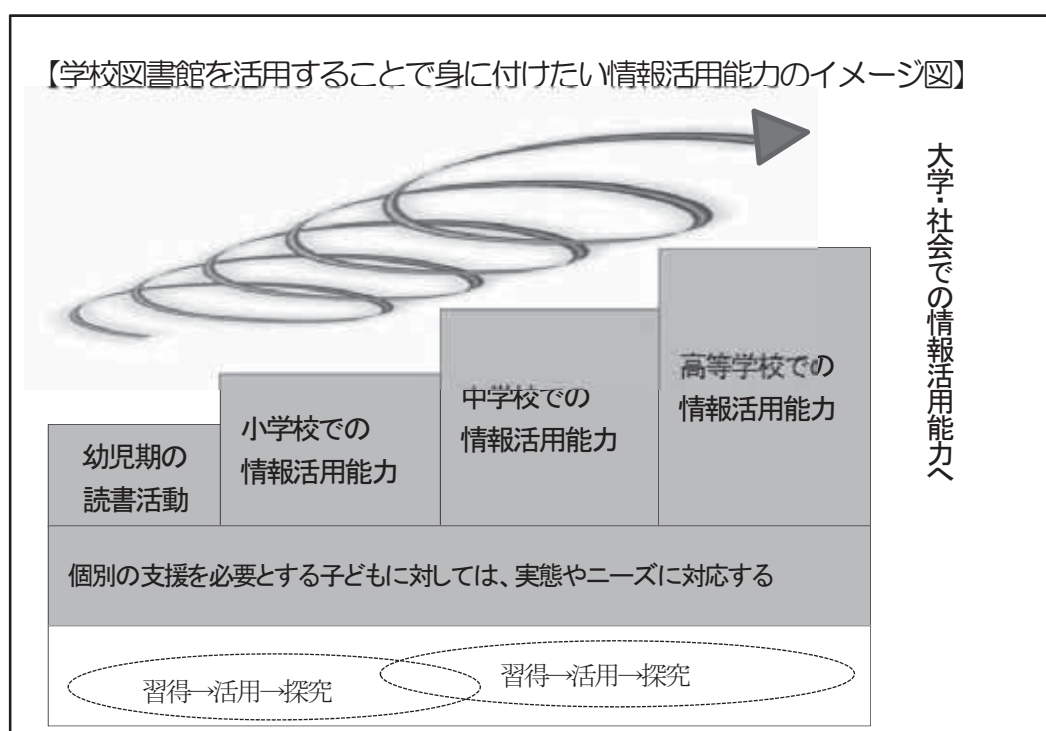
「学校図書館支援員兼指導主事」と郷土資料や障がい者サービス等に詳しい専門性の高い「司書」等を構成員とした館内チームを結成し、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課、教育センター、教育局、市町村教育委員会、市町村図書館、学校図書館協議会等と連携して学校図書館を支援する。

【構成メンバー】

図書館長、支援協力課長（チーム長） 学校図書館支援員 2 名（兼小中学校課指導主事・兼高等学校課指導主事）、市町村担当、情報相談課長、児童図書担当係長、郷土資料課長、資料課長

5 学校図書館を活用することで身に付けたい情報活用能力

- 学校図書館は、全教科全領域の学習を横断的に支援する。しかしながら、学校図書館を活用することで子どもたちに身に付けさせたい力が各学校で共通認識されていなかったり、担当者の経験や力量に任されたりしていることが多く、今後の課題となっている。
- 児童生徒は、多様な学校図書館資料に触れ、「はじめに」でも述べたように、自ら学習課題を設定し、情報を収集し、調べ、課題を解決し、結果をまとめ、発表し、そして、自己の学びを評価するに至るまでの「学び方」を系統的に身につける必要がある。
- 児童生徒は、探究的な学びのなかで課題解決の方法を繰り返し体験し、探究のプロセスを理解しスキルを身につけることで、この先、未知の状況と出合ったときにも推論して課題解決に立ち向かうことが可能となる。また、教科内容に関連した資料や情報を活用することで、学習テーマが深め広げられ、自ら思考し判断する機会が創出される。学校図書館は、「情報センター」として、教育活動の中でこのような情報活用能力を育成するための中心的な役割を担う。
- 鳥取県の一貫した学校図書館活用教育として、幼児期から本に親しむことを基盤として、小学校低学年・中学年・高学年、中学校、高等学校へと発達段階に応じて「学び方スキル」である情報活用能力を指導する。それにより、情報活用能力を系統的・螺旋的に体得し、主体的・協働的に学び続ける大人になるよう生涯学習につなげたいと考える。
- そこで、学習指導要領等を参考に、幼児期から高等学校までの一連の「学校図書館を活用することで身に付けたい情報活用能力」を明確にし、一貫した指導体系のもと、各学校で体得すべき能力を整理した（別表）。



6 鳥取県の学校図書館活用教育で目指す方向

- 学校図書館はメディアセンターであり、児童生徒や教職員に、図書資料だけでなく地域や人も含めた多様な資料・情報を提供し、教育活動を支援する。全教科全領域で幅広い活動の中核として、人と情報を結ぶ学校図書館の活用のために、的確な情報や資料の利用の保障を目指す。
- 学校図書館を活用した多様な指導方法の工夫により、学びの質を高め、豊かな学びへと広がる。すなわち、学校図書館活用は、学習・教育の展開の可能性の拡大を目指す。
- さらに、将来を見据えた学校図書館活用教育により、これからの生活・キャリアに対応する力を育成し、次代を担う「真の学ぶ力」、「生きる力」をもった子どもたちを育てることを目指す。
- このようなことから、このビジョンでは、鳥取県の学校図書館活用で目指す今後の方向性の柱を以下の3項目に整理した。

① 児童生徒および教職員の情報や資料の利用の保障

…人と情報を結ぶ（つなげる）

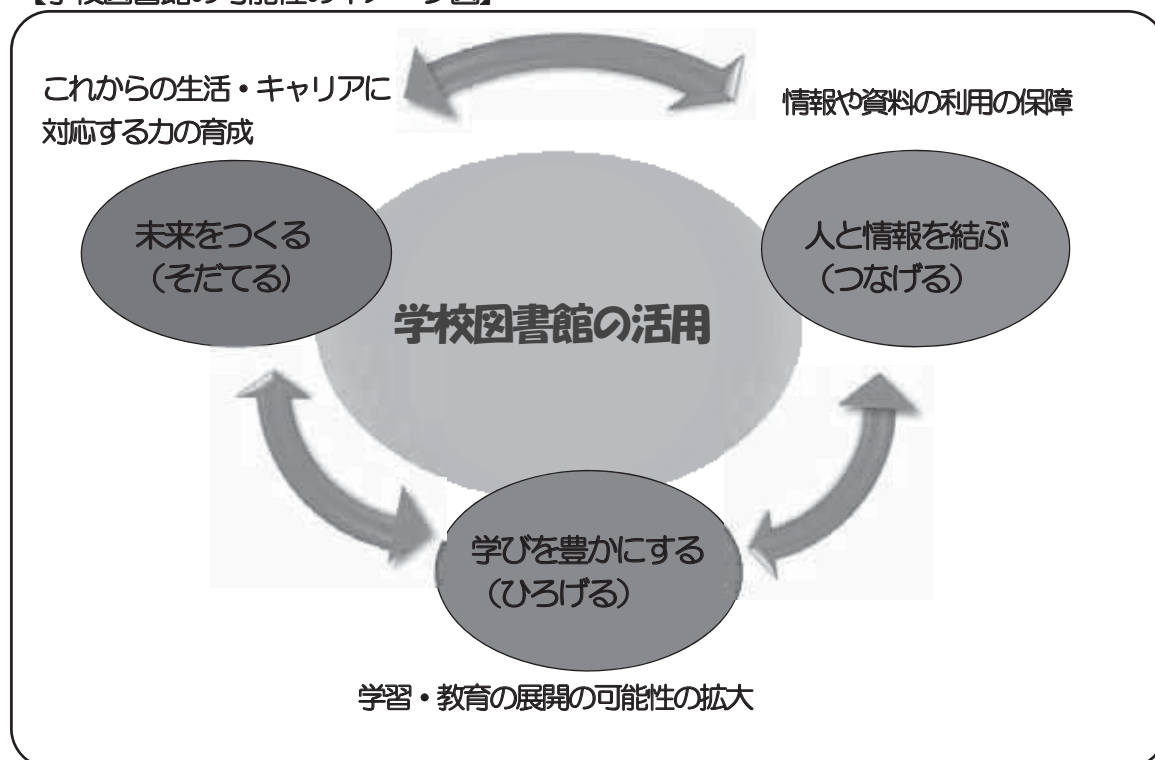
② 学習・教育の展開の可能性の拡大

…学びを豊かにする（ひろげる）

③ これからの生活・キャリアに対応する力の育成

…未来をつくる（そだてる）

【学校図書館の可能性のイメージ図】



人と情報を結ぶ（つなげる）

【目指す方向】

- ① 学校図書館は、児童生徒の読書生活や授業活用に必要な情報や資料等を十分に提供する。
 - ② 学校図書館は、教職員に様々な情報提供を行い、教材研究、教材準備をサポートする。
 - ③ 学校図書館として、特別な支援を必要とする児童生徒への「合理的配慮」の提供と「基礎的環境整備」の推進を図る。
 - ④ 学校図書館は、地域の人材や施設と連携し、児童生徒の学習を地域とつなぎ、多様な学びを支援する。
 - ⑤ 公共図書館は、学校図書館や幼稚園・保育所・認定こども園と連携し、授業活用等に必要資料の充実に努め、物流体制の整備や情報支援を行う。
- 学校図書館の資料や情報は、図書資料だけでなく、新聞、雑誌、パンフレット、ファイル資料、DVD等、多様である。学校図書館は、児童生徒や教員に適切な資料提供を行い、全教科・領域での活用促進につなげる。その際、司書教諭と学校司書は、それぞれの専門性を活かして、教員と協働しながら学校図書館運営や授業支援をすすめる。
- 学校図書館は、教員に対して教材研究、教材資料の提供など、教員サポート機能を発揮し、教育課程に寄与する役割を担う。司書教諭や学校司書は、学校図書館を活用した授業の児童生徒の作品成果物やワークシート等、教員と連携して授業に活用できる資料・情報を収集、保存する。
- 特別支援学校だけでなく、小・中・高等学校にも特別な支援を必要とする児童生徒がいることから、学校図書館では、施設設備のバリアフリー化や補助具、機器の活用等の「基礎的環境整備」を推進すると共に必要に応じて、バリアフリー資料の提供、対面朗読、文字の拡大やリライト、デジタル化等の「合理的配慮」を提供する。
- 学校図書館は、児童生徒の学習を地域とつなぐため、地域の人材や施設と連携して、各学校の教育課程に即した地域資料の収集、整理、保存に努め、児童生徒の多様な地域学習を支援する。
- 各公共図書館では、その蔵書の貸出だけでなく、物流の提供や研修への協力等を通じ、地域の幼稚園・保育所・認定こども園、学校に対する支援を率先して行うことが期待される。その方法については、学校と連携し、より望ましい方法を検討する必要がある。

学びを豊かにする（ひろげる）

【目指す方向】

- ① 学校図書館を学校教育の中核機能としてとらえ、学校長を中心として学校全体で学校図書館の活用推進に取り組む。
- ② アクティブ・ラーニング、探究的な学習等を支える学校図書館の機能を有効的に活用し、「学びの質」の向上を目指す。
- ③ 情報活用能力の系統性を把握し、児童生徒の発達段階や実態に応じて、各学校の教育課程にあわせた学びを系統的・螺旋的に計画し習得するよう努める。
- ④ 学校図書館は、デジタルコンテンツも含めた情報提供の向上を目指し、ICT活用教育との連携を図る。
- ⑤ 共生社会形成に向け、学校図書館から公共図書館活用へとつながるインクルーシブ教育システムの構築を推進する。

- 学校図書館は教育課程に寄与し、児童生徒の健全な教養を育成する学校教育の充実のために欠かせない機能であることを認識し、学校長を中心に「学校図書館運営（経営）委員会」を開催するなど、学校図書館活用のあり方について計画・実践・評価・改善を行い、学校全体で学校図書館の活用を推進する。
- 児童生徒が主体的・協働的に学び、「真の学ぶ力」を身につけるために、教職員は、教科書教材のみではなく、学校図書館にある様々な資料（図書、新聞、パンフレット、ファイル資料、DVD、ICT教材等のメディア等）を積極的に活用した授業を構築し、言語活動や探究的な学習の充実を図る。また、司書教諭は学校図書館教育の中心的存在として、学校司書や教員と協働して、学校図書館を活用した授業を積極的に推進する。
- 各校の学校目標や教育課程を踏まえ、学校図書館全体計画や学校図書館活用年間計画を作成した上で、全教科・全領域で学校図書館を計画的に活用し、「学校図書館を活用することで身に付けたい情報活用能力」の定着を図る学習や児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実する。
- 学校図書館が提供する資料・情報は印刷メディアにとどまらない。学校図書館教育の積み重ねの上に、ICT活用もあることから、デジタルコンテンツも含めた情報を適切に活用し、学校図書館活用教育とICT活用教育の連動を推進する。
- 特別な支援を必要とする児童生徒が、卒業後に心地のよい居場所として公共図書館を活用し、豊かな生活を送ることができるよう、卒業後を見据えた学校図書館活用を推進する。

未来をつくる（そだてる）

【目指す方向】

- ① 学校図書館は、キャリア教育^{※10}の一環として発達段階に応じた基礎的・汎用的な能力の育成に努め、社会人として自立した人を育てる。
 - ② 自由読書の場としてだけでなく、自己実現のための場として、公共図書館を利活用できる大人へと導く。
 - ③ 学校図書館は、家庭や地域における読書活動推進の拠点として様々な活動を工夫する。
 - ④ 地域住民や異校種（幼稚園等も含む）との読書活動による交流を行い、地域での読書活動を推進する。
 - ⑤ 学校図書館は、児童生徒の「心の居場所」となる。
-
- 学校教育の中で身に付けた図書館活用の力は、大人になっても、自ら情報を集め、課題解決することで、自分や社会の幸せに結びつくことのできる生涯学習へとつなげることを認識し、学校図書館活用を推進する。
 - 学校図書館活用教育を通して、生涯にわたって豊かな人生を送ることのできる読書習慣の基礎を形成すると共に、困ったときに解決の糸口を見いだす場として、図書館を活用できる大人になるよう、将来の見通しを持った学校図書館活用教育を推進する。
 - 地域ボランティアや保護者のおはなし会、授業への参画をコーディネートしたり、家庭読書を推進したり、学校図書館便りやホームページでの図書を紹介したりして、様々な読書活動や広報活動を行う。このように、地域や家庭と連携して読書活動の基盤を構築し、その習慣化を促し、児童生徒が更に本への興味関心を高めるよう、創意ある工夫を行う。
 - 幼児や小学生への読み聞かせを行う等の校種間交流や地域の読書イベント等へ参加することを通して、地域での読書活動の活性化を図る。
 - 学校図書館には、児童生徒の声に耳を傾けることのできる「学校司書」が常時いることが必要である。心に悩みや問題を抱えた児童生徒だけでなく、全ての児童生徒の「心の居場所」として、安心・安全で心安らぐ場所としての学校図書館作りに努める。

7 ビジョン実現に向けた取組み

- このビジョンは「鳥取県学校図書館活用教育のあり方検討委員会」の検討により策定作業をしたものである。
- 今後は、このビジョン及びビジョンに関連して作成した資料を県内の学校現場等に広く普及していく必要がある。
- また今後は、このビジョンに掲げた「目指す方向性」に沿って、具体的な施策に取り組むことになるが、例えば以下のような事が必要である。
 - ① 県及び各市町村は、教員（管理職及び司書教諭を含む）、学校司書等の学校図書館の活用に関する指導力の育成等に向けた研修を充実する。
 - ② 学校図書館は、保護者や地域の人々とながら、読書活動の推進、地域教材・人材の活用など、幅広く学校教育を支援する。
 - ③ 県が示している小・中・特別支援学校の司書教諭の活動時間5時間以上の保持を継続すると共に、高等学校においても、担当時間数の確保や学校体制を整備し、司書教諭がその職責を十分に果たせるよう努める。
 - ④ 学校図書館法改正やこのビジョンの策定を契機に「学校司書」の名称や役割の周知に努め、学校司書が全校に配置されその専門的職務を一層発揮できるよう雇用環境等の改善に努める。
 - ⑤ 国の「第4次学校図書館図書整備5か年計画」^{*4}に沿って、図書の整備、新聞の配備を行い、適切に図書館資料の更新を行い、学校図書館図書標準^{*7}を踏まえた図書館資料の質の向上及び充実を目指す。

*参考 「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン（第3次計画）」の目標値

項目		平成25年度	平成30年度目標
学校図書館図書標準達成率	小学校	鳥取県 52.7% 全国平均 60.3%	全国平均以上
	中学校	鳥取県 40.7% 全国平均 50.0%	全国平均以上

（文部科学省「平成26年度学校図書館の現状に関する調査（平成25年度公立学校調査結果）」

- ⑥ 学校図書館の読書環境を更に整え、ICT活用教育の整備を含め、情報を収集し「学習する場」としての環境整備を行う。

*参考 学校図書館法（抜粋）

(学校司書)	
第六条	学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。
2	国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
(設置者の任務)	
第七条	学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

- また、学校図書館活用教育の全体を俯瞰しながら、今後の学校図書館活用教育について検討していく体制が必要である。これは、1の（2）に記載したビジョンの適宜の見直しに当たっても同様である。

（1）県の推進体制

- 今後は、鳥取県立図書館内に設置した「学校図書館支援センター」を中心として、教育委員会各課、教育センター等との緊密な連携のもと、司書教諭及び学校司書をはじめとするすべての教職員のスキル向上のための研修計画を立案、実施するとともに、それぞれの学習環境の整備に向けたアドバイスを行うこととする。

【企画する研修の例】

対象 主管課	幼稚園・保育所・ 認定こども園	小学校	中学校	高等学校 特別支援学校	その他
教育センター	・初任者研修	・初任者研修 ・司書教諭研修 ・図書館専門研修	・初任者研修 ・司書教諭研修 ・図書館専門研修	・初任者研修 ・司書教諭研修 ・図書館専門研修	・管理職等研修
図書館	・幼児の成長を育 む講座	・学校図書館活用教育 普及講座	・学校図書館活用教育 普及講座	・学校司書研修会	

*市町村教育委員会、公共図書館、教育研究団体などの求めにより学校図書館支援員派遣の研修会を行う。

【学習環境の整備等に関するアドバイスの内容例】

- ・アクティブ・ラーニングや探究的学習等、多様な学習形態に対応できる教室環境・及び図書館の整備について
- ・子どもたちの情報検索能力向上を図ることを目的にした図書館システムについて
- ・学校図書館活用教育の推進に先進的に取り組む事例等の情報提供

（2）市町村との連携

- 今後は、各市町村教育委員会の学校教育担当者等との情報交換を密に行い、互いの方向に齟齬が生じないよう配慮するとともに、それぞれの市町村の実態に合わせて推進を図るものとする。

【参考】

用語について

* 1、2、4～10 出典 文部科学省ホームページ

※1 21世紀型能力（P.85）

「生きる力」としての知・徳・体を構成する資質・能力から、教科・領域横断的に学習することが求められる能力を資質・能力として抽出し、これまで日本の学校教育が培ってきた資質・能力を踏まえつつ、それらを「基礎」「思考」「実践」の観点で再構成した日本型資質・能力の枠組みである。

※2 アクティブ・ラーニング（P.85）

教員による一方的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。学修者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれるが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等も有効なアクティブ・ラーニングの方法である。

※3 学校図書館活用教育（P.85）

学校図書館の機能・役割を活用することで、教育活動全般を支え児童生徒の生涯にわたる学習や人格の基盤形成につなげるための教育のこと。なお、このビジョンでは、厳密には学校図書館とは異なるが幼稚園・保育所・認定こども園での絵本コーナー等を活用した取り組みも含めるものとする。

※4 第4次学校図書館図書整備5ヶ年計画（P.86）

各学校における図書標準の達成を目指し、平成5年、国において、最初の「学校図書館図書整備計画」が定められる。第4次学校図書館整備5ヶ年計画は

○平成24年度から5年間で学校図書標準の達成を目指す：（単年度約200億円（5年で約1,000億円））

増加冊数分：単年度約86億円（5年で約430億円）

更新冊数分：単年度約114億円（5年で約570億円）

○新聞配備：（単年度約15億円（5年で約75億円）各校新聞1紙配備分処置

※5 司書教諭・学校司書（P.86）

	司書教諭	学校司書
設置根拠	学校図書館法第五条第1項	学校図書館法第六条第1項
位置づけ	学校図書館の専門的職務を掌る	専ら学校図書館の職務に従事する職員
資格	司書教諭の講習を修了したもの	制度上の定めなし

※6 並行読書等（P.87）

並行読書とは、当該単元の指導のねらいをよりよく実現するために、共通学習材（通常は教科書教材）と関連させて、本や文章を読むことを位置付ける、指導上の工夫のこと。

*その他、発展読書など授業活用における指導上の様々な手法がある。

※7 学校図書館図書標準 (P.88)

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月29日に「学校図書館図書標準」の設定について各都道府県教育委員会教育長あてに通知し、定められたもの。平成19年4月改定あり。

「学校図書館図書標準」に基づき、学校図書館の図書を設備するための所要の財源については、平成5年度を初年度とする5か年計画により地方交付税により措置されている。

(※4参照)

- (例) 小学校18学級の場合……10,360冊
 中学校15学級の場合……10,720冊
 専ら視聴覚障害者に対する教育を行う特別支援学校(小学部)10学級の場合
 ……3,932冊
 視覚障害者に対する教育を行わない特別支援学校(小学部)10学級の場合
 ……3,320冊
 専ら視聴覚障害者に対する教育を行う特別支援学校(中学部)10学級の場合
 ……6,400冊
 視覚障害者に対する教育を行わない特別支援学校(中学部)10学級の場合
 ……5,760冊

※8 合理的配慮 (P.93)

障害者の権利に関する条約 第2条(定義)において、「合理的配慮」とは「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。

※9 インクルーシブ教育システム (P.94)

障害者の権利に関する条約第24条によれば「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が「general education system」(訳：教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

※10 キャリア教育 (P.95)

「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」である。キャリア教育は、特定の活動や指導方法に限定されるものではなく、様々な教育活動を通して実践されるものであり、一人一人の発達や社会人・職業人としての自立を促す視点から、学校教育を構成していくための理念と方向性を示すものである。